

# 税務課からのお知らせ

## ◎ 固定資産税に関する届け出について

### ● 家屋を取り壊したとき・・・

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されますので、平成28年1月2日から平成29年1月1日までに家屋を取り壊した場合には、「とりこわし申告書」を提出することにより平成29年度の固定資産税が課税されないこととなります。

届け出がない場合には、取り壊し内容を確認することが困難ですので、前年同様に課税される場合があります。必ず届け出をしてください。

#### 届け出の方法

◆ 登記のある家屋の場合・・・法務局で滅失登記の手続きをしてください。  
(※滅失登記がすぐ行えない場合は、とりこわし申告書を提出してください。)

◆ 未登記家屋の場合・・・とりこわし申告書を提出してください。

⇒家屋には、法務局に登記をしている家屋と、登記していない家屋（未登記家屋）がありますのでご注意ください。

### ● 未登記家屋の相続、売買等で所有者の変更があったとき・・・

未登記家屋で届け出がない場合は、所有者の変更があった事実を把握できませんので、必ず届け出をしてください。

届け出がないと、旧所有者のまま課税されることとなりますのでご注意ください。

### ● 所有者（納税義務者）が亡くなられた場合・・・

固定資産の所有者（納税義務者）が亡くなられた場合は、通常、法務局で所有権移転登記（相続登記）手続きをしていただくこととなりますが、事情により平成29年1月1日（賦課期日）までに所有権移転登記ができない場合は、固定資産税に関する書類を受け取る代表者を決めていただき、届け出をしてください。

### ● 相続放棄された場合の手続き・・・

納税義務者の方が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄され、相続人がいない場合には、その納税義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等の提出が必要です。

※相続放棄は、家庭裁判所に申述して行うこととなります。

放棄した情報が戸籍に登載されたり、町に通知されることはありません。日高町においては相続放棄情報をすぐに入手することが出来ませんので、納税通知書等が送付された場合は、その旨を必ず申し出てください。

### ● 家屋を新築・増築したとき・・・

家屋を新築・増築等された場合には、連絡をお願いします。家屋の完成後、家屋調査を実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

届け出のない家屋については、建築年までさかのぼって課税される場合がありますのでご注意ください。

### ● 土地の地目変更について

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の土地の利用状況によって地目を設定し、課税されます。

地目の設定は、原則として一筆ごとに行い、その土地の利用状況や利用目的を観察して判断します。

土地登記簿上の地目と現況の地目とが一致していない場合には、登記簿上の地目にかかわらず利用状況により課税地目を決定します。この課税地目は、納税通知書に同封されている課税明細書の、現況地目欄で確認することができます。

課税地目と異なる利用状況に変更したとき、又は相違しているときは届け出をしてください。届け出により現況を確認します。

<注意事項> ※法務局へ地目変更の登記をする場合は、届け出は必要ありません。

札幌法務局日高支局 〒056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目4番1号

電話 0146-42-0415

## ・現況地目の認定基準

現況地目の認定の基準は基本的には不動産登記法上の取り扱いと同様で、田・畑・宅地・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野及び雑種地の9種類の地目に分類しています。

- 田 : 農耕地で用水を利用して耕作する土地
- 畑 : 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- 宅地 : 建物の敷地およびその維持もしくは効用を果たすために必要な土地
- 鉱泉地 : 鉱泉（温泉を含む）の湧出口及びその維持に必要な土地
- 池沼 : 灌漑用水でない水の貯留地
- 山林 : 耕作の方法によらないで竹木の育成する土地
- 牧場 : 家畜を放牧する土地
- 原野 : 耕作の方法によらないで雑草、かん木類が生育する土地
- 雑種地 : 上記のいずれにも該当しない土地

※「雑種地」の評価は、雑種地の売買実例や附近の土地の価額に比準してその価額を求めます。  
(例 登記地目が宅地の場合、宅地比準価額となる場合があります。)

## ◎ 軽自動車税の廃車手続きについて

軽自動車税は毎年4月1日（賦課期日）に所有している方に課税される税金です。

車両を譲渡又は廃棄し、所有者等で無くなった日から30日以内に手続き（申告）が必要となります。

廃車未手続きにより、以下の事例が見受けられます。

### ○未手続き（未申告）による事例

- ① 売買、譲渡した場合で名義変更の手続きが行われていないため、引き続き登録されている所有者等に課税される。
- ② 廃品回収業者（雑品屋等）に車両を引き取ってもらったが、廃車の手続きをしていないため、引き続き登録されている所有者等に課税される。

上記の事例に対して未手続きのまま4月1日を経過した場合、登録内容の所有者等にその年度の軽自動車税が賦課されますので、早急に手続きを済ませてください。

### ※事例②について

廃品回収業者に車両を引き取ってもらった場合、廃車未手続きにより引き続き課税されるケースが多くなっています。

廃品回収業者で車両を処分する場合

1. 車両を引き渡す前に、車両から自動車検査証又は標識交付証明書を回収し、標識（ナンバープレート）を外す。
2. 日高町で発行している標識の場合、本庁舎、各支所の窓口にて標識を返納し、申告書を提出する。  
町発行標識以外（室蘭～）についても、町へ申告書等を提出し、下記車種ごとの手続き先にて標識を返納する。

### ○車種ごとの手続き先

車種	手続き先
原動機付自転車（125cc以下までのもの） 小型特殊自動車（農耕作業用・その他のもの）	日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184
二輪車（125cc超～250cc以下）	全国軽自動車協会連合会 室蘭事務所 電話 0143-43-4441
三輪・四輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 室蘭事務所 電話 050-3816-1766
二輪の小型自動車（250cc超）	北海道運輸局 室蘭運輸支局 電話 050-5540-2004

＜お問い合わせ＞

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184